

經濟論叢

第145卷 第1・2号

日本におけるメーカーとサプライヤーとの関係……………	浅沼万里	1
同種性と構造同等性……………	長屋政勝	46
日米同盟下の両国半導体競争……………	桑田義弘	73
途上国累積債務問題の先鋭化とアメリカ 多国籍銀行の蓄積行動……………	井上博	100
第一次大戦までの地方銀行の支店展開……………	東憲弘	118
シルバービジネスと老人福祉……………	八木正	151
イギリス中世炭鉱リースの諸特徴……………	加藤一弘	169
香港経済発展の研究序説……………	閻和平	188
自発的ディスクロージャーと経営者の意識性……………	櫻田照雄	216
Step by Step Method ……………	吉田雅明	236
解釈理論からみたケネーの政治経済思想……………	森岡邦泰	255
東京金融先物市場の開設と金融革新……………	高英求	275

平成2年1・2月

京都大學經濟學會

途上国累積債務問題の先鋭化と アメリカ多国籍銀行の蓄積行動

——途上国累積債務問題に対する多国籍銀行の対応とアメリカの政策(1)——

井 上 博

はじめに

1960年代から多国籍企業とともに世界的規模での利潤追求を展開したアメリカの多国籍銀行は，1970年代後半以降，ユーロ市場に流入したオイル・マネーをシンジケート・ローンで発展途上国に貸付けてきた。そして70年代の終わり頃には日欧の民間銀行の国際業務の拡大によって途上国貸付競争は激化し，一層大量の資金が中所得途上国を中心に流入したのである。しかし，79年の第二次石油ショックによる世界的不況の下で，非産油途上国の経常収支赤字は拡大し，さらに80年代に入りアメリカの高金利政策の採用によって債務途上国は債務返済に困難をきたしはじめたのである。そして82年のメキシコの債務支払い困難の表明を契機として，累積債務問題が表面化した。これは，多国籍銀行による世界的な利潤追求の結果として生みだされた経済的矛盾の具体的な現れである。この矛盾は，単に債務途上国の経済的危機だけにとどまらず，大量の貸付を行ってきたアメリカをはじめとする先進国民間銀行の経営危機，さらに国内金融制度の崩壊から国際金融危機へと発展する危険性をもつものであった。

しかし，累積債務問題は現在にいたるまで国際金融危機という深刻な事態に陥ることなく推移してきている。したがって累積債務問題を検討する際，それを一般的に危機としてとらえるのではなく，アメリカによる危機回避政策がいかに展開されたのか，その意義と限界が明らかにされなければならない。その

ためには、それらの政策がアメリカ多国籍銀行の資本蓄積とどのような関係にあったのかを分析する必要がある。

本稿の課題は、次のことを明らかにすることにある。すなわち、1982年の累積債務問題の表面化に際してとられたアメリカの債務政策は、債務途上国に緊縮政策を強要することであったが、こうした政策は、直接にはアメリカ多国籍銀行の危機回避と新たな蓄積行動を支持し促進するための対応であり、アメリカ多国籍銀行の蓄積にとっての制限を克服するために実施された必然的な政策であるということ、しかし同時にそうした政策が多国籍銀行による競争のなかで、債務問題を解決することなく矛盾を深化させる過程でもあったということである。

I アメリカ多国籍銀行の途上国貸付とリスクの分散

1970年代における途上国への先進諸国からの資本の流入は、公的資金に比べて民間資金の割合の増大をその特徴の一つとしていた。73年のOPEC諸国による原油価格の値上げは、OPEC諸国への大幅な貿易黒字を生み出した。こうしたオイル・ダラーの多くは、ユーロ市場に預金され、アメリカを中心とした多国籍銀行によってユーロ・シンジケート・ローンの形態で、石油価格の上昇によって経常収支赤字を大幅に拡大した非産油発展途上国へと貸付けられた。79年の第二次石油ショックは、非産油途上国の経常収支赤字をさらに増大させ、多国籍銀行の国際貸付業務の競争の激化によって、途上国への銀行融資は一層拡大したのである¹⁾。

1975年に1730億ドルであった発展途上国の長期債務額は、82年には5860億ドルにまで増大した。そのうち民間銀行融資残高は75年の460億ドルから82年の2440億ドルに増大し、総長期債務残高に占める割合は75年の26.6%から82年には41.6%にまで高まった(表1)。これは民間銀行融資がこの時期にいかに急

1) この過程について詳しくは、奥田宏司「国際金融市場と途上国債務累積危機」『アジア・アフリカ研究』第303号、1987年1月、2～27ページを参照。

表1 債務途上国の長期債務とその源泉 (単位, 10億ドル)

	途上国合計		中所得上位途上国 (upper middle income)		中所得上位途上 国の途上国合計 に占める割合%	
	1975年	1982年	1975年	1982年	1975年	1982年
I. OECD	131	460	85	314	64.9	68.3
A. ODA	34	59	10	13	29.4	22.0
B. 輸出信用	40	126	27	80	60.0	63.5
C. 金融市場	51	265	43	212	84.3	80.0
銀行融資	46	244	39	194	84.8	79.5
債券	5	21	4	18	80.0	85.7
D. 他の民間資金	6	11	4	9	66.7	81.1
II. 多 国 間	21	75	10	26	47.6	34.7
III. 非OECD諸国	21	50	6	11	28.6	22.0
長期債務合計	173	586	101	351	58.4	59.9
銀行融資の占める割合 %	26.6	41.6	38.6	55.3		

(出所) OECD, *Financing and External Debt of Developing Countries 1985 Survey*, 1986, pp. 62, 68より作成。

速に拡大したかを示している。

同時にこうした民間銀行融資は、ごく一握りの中所得途上国に集中的に行われた。OECD統計の分類によると、中所得上位 (upper middle-income) 10カ国 (アルゼンチン, ブラジル, チリ, コスタリカ, エクアドル, メキシコ, パナマ, ウルグアイ, ベネズエラ, ユーゴスラビア) だけで、82年には途上国長期債務残高の59.9%を占め、さらに民間銀行融資残高は79.5%にも及ぶのである (表1)。このことは後述するように、特定の巨大債務国の債務返済困難が、債権銀行の経営危機、国際金融危機へと発展する危険性を持つ一つの根拠とされているのである。

他方、債権銀行の側においても少数の銀行による独占的融資が行われていた。こうした独占的地位を占めていたのはアメリカの多国籍銀行であった。しかし、特定の銀行による途上国貸付の集中は、貸付に伴うリスクの集中をも意味している。70年代後半には途上国貸付に対する量的限界とリスクの集中に直面したアメリカ多国籍銀行は、その対策を迫られることになった。J. P. モルガンは

1975年9月、76年12月に早くも国際融資における商業銀行の能力が限界に近づいていることに警告を発していた²⁾。チェース・マンハッタン銀行も77年2月に対外融資引締め方針を発表し、同年3月、バーンズ連邦準備制度理事会議長も米銀のオイル・マネー還流の仲介役は従来のようには続けられないと述べていた³⁾。

実際、76年以降、大手米銀は国際融資に対して慎重路線をとりはじめた。75年に途上国貸付の54.5%を占めていた米銀は、82年6月には36.7%までシェアを低下させた(表2)。これに対して途上国融資でシェアを拡大したのは日欧の民間銀行であった。とりわけ邦銀の場合、米銀が慎重路線を展開していた1977年に対外融資規制が解除され、急速にその国際融資を拡大したのである。こうした日欧銀行の国際業務の拡大は、一面ではそれぞれの国際競争力の強化を意味しているが、他面では米銀のリスク分散に組み込まれていく過程でもあり、このことは米銀が日欧の銀行を利用しつつ国際的な資金需要を満たし、自らの蓄積行動を展開しようとしたことを意味しているということができよう。

表2 途上国向け銀行債権 (年末、10億ドル)

	合計	米銀	非米銀	米銀 シェア%	年間増加のうち 米銀比率 %
1975年	62.7	34.3	28.5	54.5	N. A.
1976年	80.9	43.1	37.8	53.3	48.4
1977年	94.3	46.9	47.4	49.7	28.4
1978年	131.3	52.2	79.1	39.8	14.3
1979年	171.0	61.8	109.2	36.1	24.2
1980年	210.2	75.4	134.8	35.9	34.7
1981年	253.5	92.8	160.7	36.6	40.2
1982年6月	268.3	98.6	169.7	36.7	39.2

(出所) U. S. Senate, *International Debt*, Hearings before the Subcommittee on International Finance and Monetary Policy of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, 1983, p.312より作成。

2) Morgan Guaranty Trust Company, *World Financial Markets*, September 1975, December 1976.

3) "Burns Warns Banks on LDC Lending Pace", *American Banker*, March 11, 1977.

表3 米銀規模別非OPEC途上国向け債権 (年末, 10億ドル)

	9大銀行		10—24位銀行		25位以下銀行	
	債権	シェア%	債権	シェア%	債権	シェア%
1977年	30.0	64.0	8.8	18.8	8.1	17.2
1978年	33.4	64.0	9.9	19.0	8.9	17.0
1979年	39.9	64.6	11.3	18.3	10.6	17.1
1980年	47.9	63.5	14.2	18.8	13.3	17.6
1981年	57.6	62.1	17.4	18.8	17.8	19.1
1982年6月	60.3	61.2	19.0	19.3	19.3	19.5

(出所) U. S. Senate, *op. cit.*, pp. 314, 315より作成。

同時にリスク分散はアメリカ国内の対中小銀行との関係においてもみることができる。途上国貸付における9大銀行の割合は、77年の64.0%から82年6月の61.2%に低下する一方、25位以下の銀行は17.2%から19.5%へとそのシェアを増大させている(表3)。しかし、シンジケート・ローンの組成における主幹事銀行の地位や、それに伴う手数料収入などは大手銀行によって独占されているのであり、シンジケート組成能力を持たない中小銀行が主幹事銀行になることはできないのである(表4)。これは、大手米銀が中小銀行をも組み込んだ途上国貸付を展開したことを示すものである。

しかし、以上のような大手米銀による途上国融資のリスク分散への日欧銀行、中小米銀の組み込みは、大手米銀の貸付リスクそれ自体を根本的に取り除くものではなかった。米銀は82年の段階でも全途上国貸付の約37%を占め、9大米銀はその約60%を占めている。また、貸付総額の中での割合の低下にもかかわらず、絶対額での貸付残高は、そのテンポを76年以降低下させたとはいえ増大しつづけたのである。その結果、9大米銀の総資本に対する債務残高は77年末の163%から82年6月には222%にまで増大した。とりわけ債権額の大きいアルゼンチン、ブラジル、メキシコの3国のみで総資本の100%を超えていた(表5)。これは3国が債務返済不能に陥った場合には、自己資本で損失を償うことができないことを意味している。

表4 ユーロ・シンジケート・ローン主幹事ランキング (1981年)

順位	主幹事銀行	金額 (100万ドル)	ローンの数	80年 順位
1	Chase Manhattan*	22082.13	140	2
2	Citicorp*	14439.96	157	1
3	Bank of America*	10895.00	140	4
4	Morgan Guaranty*	10168.05	78	10
5	National Westminster	5855.54	102	5
6	Manufacturers Hanover*	4894.59	116	8
7	Bank of Montreal	4412.85	65	3
8	Bankers Trust Company*	4147.94	57	26
9	Loyds	3370.98	109	12
10	Midland/Crocker National Bank	3235.71	159	15
11	Royal Bank of Canada/Orion Royal	3119.40	103	6
12	Bank of Nova Scotia	2490.11	81	21
13	Barclays	2441.83	77	25
14	東京銀行	2320.20	102	22
15	Credit Suisse First Boston	2002.33	21	17
16	Continental Illinois*	1966.14	54	37
17	Crédit Lyonnais	1841.10	75	7
18	Banque Nationale de Paris	1695.93	55	20
19	日本興業銀行	1661.60	50	—
20	Schroder Wagg	1564.83	12	34

(注) * はアメリカ商業銀行。

80年順位不明は上位40行に含まれていなかった銀行。

(出所) *Euromoney*, February 1982, pp. 65, 67より作成。

表5 米銀の非OPEC途上国むけ債権 (単位, 10億ドル)

	非OPEC 途上国 むけ債権	9大銀行 総資産	9大銀行 総資本	債権/ 資産 %	債権/ 資本 %	アルゼ ンチン	ブラジ ル	メキシ コ	3国小計
1977年末	30.0	372.5	18.4	8.1	163	9.8	41.8	33.2	84.8
1978年末	33.4	422.5	20.0	7.9	176	9.0	42.5	30.5	82.0
1979年末	39.9	486.1	21.9	8.2	182	13.2	40.2	29.7	83.1
1980年末	47.9	531.0	24.0	9.0	199	17.5	39.2	37.9	94.6
1981年末	57.6	564.6	26.1	10.2	220	19.9	40.6	44.4	105.0
1982年6月	60.3	566.3	27.1	10.6	222	19.6	43.5	49.4	112.5

(出所) U. S. Senate, *op. cit.*, pp. 314, 316より作成。

もちろん途上国貸付の集中によるリスクの増大があるとしても、それは潜在的なものであり、債務途上国が確実に債務返済を実行する限り、それ自体が銀行経営を悪化させはしない。だが、82年のメキシコをはじめブラジル、アルゼンチンなど次々と債務返済困難を表明するにいたり、アメリカ商業銀行及びアメリカ政府はその対応を迫られることになる。

II リーガン財務長官による債務対策提案

1979年の第二次石油ショックを契機として世界的に貿易が停滞し、さらに高インフレとドル下落に対してアメリカは金融引き締めによる高金利政策、ドル高政策へと政策転換を行った。これは世界的な不況を一層深刻にし、一次産品価格の下落により、非産油途上国の経常収支赤字は拡大した。また、銀行からのシンジケート・ローンは約70%が変動金利であり、アメリカの高金利政策は、途上国の金利支払い額を急増させた。

こうした状況の下でメキシコは1982年8月18日、対外債務を返済するに足る財源がないことを公表した。そして、このことを契機として多国籍銀行は途上国に対する融資を差し控えたため、ブラジル、アルゼンチンなどが資金調達困難に陥り、債務返済困難へと追い込まれたのである。

すでに述べたように、現在の途上国累積債務問題の特徴は、その多くの部分が民間銀行融資によって形成されていることにある。このことは、対外債務の大部分が債券の形態をとっていた1930年代には対外債務の支払い不能が、「個々の債券保有者には損害を与えたものの、それ以上に被害が広がり、たとえば金融システム全体に影響が及ぶという事態にはいたらなかった」⁴⁾のであるが、現在ではその当時とは異なる政府の対応が要求されるということを意味する。つまり、先進諸国、特にアメリカ政府にとっては、債務返済困難となった途上国のデフォルトを避けること、さらに銀行への利子支払いを確実に実行させる

4) William R. Cline, *International Debt: Systemic Risk and Policy Responses*, Washington, 1984, p. 21. (越智昭二監訳『国際金融危機—銀行はいかに対応すべきか』1985年, 41ページ)。

ことが重要な課題になるということである。

メキシコの債務返済停止の直後に行われたアメリカ政府、IMFおよびBISによる公的資金の投入によって、当面する国際金融危機を回避したアメリカは、1983年に入って債務問題に対する基本政策を確立していった。それは、83年2月のアメリカ上院銀行・住宅・都市問題委員会でのリーガン米財務長官の証言に示されている⁵⁾。ここでの債務対策の意図は次のようなものである。

まず第一は、アメリカ政府が途上国自身の自助努力—途上国自身の調整政策—を要求し、それを達成するためにIMFコンディショナリティを途上国に受け入れさせることである。このIMFによる調整政策は、途上国の緊縮政策によって輸入の削減と輸出の促進を図り、もって債務支払いの保障とするということである。また、債務途上国の貿易収支の赤字は、途上国の為替相場にその原因があるとして、大幅切り下げを要求するものであった。このIMFコンディショナリティによる調整政策は、個別の債務国ごとの「ケース・バイ・ケース」方式によって行われ、これはIMFの緊縮政策を受け入れる国に対してはリスケジュール条件の緩和や新規融資を行うというもので、債務国の分断、懐柔によって債務途上国の団結、先進国への敵対を阻止することを目的としたものである。そして84年以降は、IMFの調整政策を受け入れることを前提として、数年分の債務を一括して繰延べる「多年度一括リスケジュール」の方式が採用されるようになったが、これも「ケース・バイ・ケース」方式を継承したものである。

第二に、IMFの資金それ自体を銀行救済に利用するということである。レ

5) リーガン財務長官の議会証言の内容は次の5点である。

- ① 長期的に最も重要なのは債務国による効果的な調整であること。
- ② IMF等の公的機関による国際収支赤字の補填融資の重要性と、その際のIMFコンディショナリティの必要性。
- ③ 債務をめぐる緊急事態が発生した時の貸手国政府及び中央銀行の迅速な対応。
- ④ 健全な調整計画を追求している途上諸国へ商業銀行が融資を継続すること。
- ⑤ 先進工業諸国とりわけアメリカの持続的経済成長の回復と自由貿易体制の維持と強化。

U. S. Senate, *International Debt*, Hearings before the Subcommittee on International Finance and Monetary Policy of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, 98th Congress 1st Session, February 1983, G. P. O., pp. 55-61.

ーガン大統領は就任以来、対外援助政策については、IMF等による多国間援助よりも二国間援助の方がアメリカの利益により貢献するとして⁶⁾、IMF増資には消極的であった。しかし、82年の債務問題発生以後、一転してアメリカはIMF増資に積極的になる。このように政策を変更した理由についてリーガン財務長官は、アメリカ議会において次のように証言している。すなわち、彼は途上国の緊急の流動性不足を援助するためにIMF増資が必要になったことを指摘し、IMFの増資が大量の融資を行ってきた米銀の救済策を意味しているのではないかという批判に答えて、むしろIMFによる途上国融資が、民間銀行の新規融資のための条件を確保することになるというのである⁷⁾。だが、後述するように、その後の新規融資は停滞し、IMFによる融資は、民間銀行融資を拡大するための触媒機能を果たし得なかったのである。したがって実際には、IMFによる融資が銀行への利払いの保障や銀行救済として機能したということである。また途上国に緊縮政策を確実に取らせるためには、銀行の監視では十分ではなく、IMFという超国家機関を動員することが必要なのであった⁸⁾。

第三は民間銀行の役割の強調である。米銀は、途上国貸付について特別な引当金制度を持ってはいない。それゆえ貸倒引当金は小額となり、これでは途上国の不良債権を償却して債務問題に対応するのは困難である。しかも、融資残高をみてもはるかに自己資本額を超過しているのであるから、途上国のデフォルトによる銀行の負担を回避するには、利子を元本に組み入れるよりもリスクジュールと新規融資による利子支払いの維持をはかる必要があった⁹⁾。他方、

6) United States Government Printing Office, *Economic Report of the President*, Washington, 1982, p. 186. (経済企画庁調査局監訳『アメリカ経済白書』1982年版, 大蔵省印刷局, 1982年, 220ページ)。

7) U. S. Senate, *op. cit.*, pp. 61-76.

8) 70年代に債務危機に陥ったペルーに対してとられた多国籍銀行のステアリング・コミッティーによる緊縮政策の監視は失敗に終わり、かわってIMFによる緊縮政策の監視が実現した。向寿一氏はこれがその後の各国の債務リスクジュールのいわば雛形を提供したと指摘されている。詳しくは、向寿一『世界マネー循環と多国籍銀行』有斐閣, 1988年, 第7章を参照。

9) Christine A. Bogdanowicz-Bindert, "The Debt Crisis: The Baker Plan Revisited", *Journal of Interamerican Studies and World Affairs*, Vol. 28, No. 3, Fall 1986, p. 39.

融資残高も小さく、自己資本に対する貸付比率も比較的低い中小米銀や、1979年から特定国の不良債権に対する引当を行ってきた西ドイツなど欧州の多国籍銀行は、新規融資よりも不良債権の償却へと向かうことになる。こうした事態に直面して、アメリカ政府は、中小米銀及び他国債権銀行に対して新規融資の維持を要求したのである。

III 銀行監督機関による銀行の財務体質強化

累積債務問題が深刻化する過程で、アメリカの高金利政策による銀行の利子率の急騰が債務返済をより困難にしているということは明らかであった(表6)。

金利の上昇が持続していた84年当時、ニューヨーク連邦準備銀行総裁であったアンソニー・ソロモンは議会での証言等で新規及び繰延べ貸出金利の上限を設定することによって、銀行は債務国の債務負担を緩和すべきであるとの提案を行っている。ところが、こうした提案も、当時エネルギー関連融資の焦げつきによって経営困難に陥っていたコンチネンタル・イリノイ銀行の救済の必要性が強調された時点で、実質的に消滅した。それ以来、中央銀行やOECD諸

表6 発展途上国への融資条件

	1970	1975	1980	1981	1982	1983	1984	1985
全債権者								
利子率(%)	5.4	7.0	9.3	11.1	10.5	9.1	9.2	8.0
満期(年)	20.4	16.3	15.9	14.1	14.1	14.0	15.5	16.1
猶予期間(年)	5.9	5.3	4.9	4.6	4.4	4.3	5.0	5.6
公的債権者								
利子率(%)	3.8	5.2	5.6	6.7	7.5	7.3	7.0	6.5
満期(年)	28.4	25.3	23.7	21.3	22.0	21.7	22.5	23.3
猶予期間(年)	8.0	8.0	6.2	5.5	5.7	5.6	5.7	5.9
民間債権者								
利子率(%)	7.5	8.6	12.6	13.9	12.3	10.6	11.0	9.1
満期(年)	10.1	8.3	9.2	9.6	9.3	8.2	9.5	10.7
猶予期間(年)	3.3	2.9	3.9	4.0	3.7	3.3	4.4	5.3

(出所) The World Bank, *World Debt Tables 1986-87 Edition*, p. 3 より作成。

国の政府からは、商業銀行に負担を負わせるような非商業的な提案は出されなくなつた¹⁰⁾。

したがって非商業的な提案では実効性を持ち得ないのであるから、政府、銀行監督機関の対応としては、銀行の財務体質の強化が、債務問題に対する銀行救済のための重要な課題として浮かびあがってくる。82年に債務問題が表面化するまでは米銀の途上国融資に対する準備金や自己資本比率といった規制は基本的には存在しなかった。しかし、銀行に対する会計原則は厳格であり、利子支払いが90日以上遅れた場合は利子収入として計上することが許されず、ノン・パフォーマンス・ローンとして引当金を積みなければならない。こうした不良債権が急増するならば銀行経営を圧迫することになりかねないのである。こうした事態に対してアメリカの連邦銀行監督諸機関（連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社、通貨監督官局）がとった措置は、第一に、準備金の充実であった。1983年11月30日に制定され、84年2月に発効した国際貸付監督法（International Lending Act）は、特定問題国向け債権を有する銀行に対し、初年度は元本の10%を、次年度以降は15%を準備金として、監督機関が指定するまで積み立てることを義務づけている。

第二は自己資本規制である。1983年6月に、資産が150億ドルを超え、国際業務を行うFRB（連邦準備制度）加盟の大手銀行17行は、総資産に対する一次資本率¹¹⁾を5%以上に維持するようFRBから指導された¹²⁾。さらに85年以降、すべての銀行が一次資本比率を5.5%、二次資本の総資産に対する比率を6%にそれぞれ維持することを義務づけられた¹³⁾。

現在、アメリカの主要商業銀行は、多国籍銀行としての発展を遂げている。

10) David F. Lomax, *The Developing Country Debt Crisis*, London, 1986, pp. 169-171. (越智昭二監訳『累積債務の脅威—金融崩壊は防げるか』金融財政事情研究会, 1987年, 223~226ページ)。

11) 連邦準備制度理事会による資本の定義は次のようなものである。
一次資本は、普通株主持分、連結子会社の少数株主持分、無期限優先株式、強制的転換有価証券（強制的株式購入契約を含む）および貸倒引当金から成るものとする。
二次資本は、期限付優先株式および長期負債から成るものとする。

12) 「累積債務問題と銀行の対応」『三菱銀行調査』1984年7月。

13) 熊田浩『国際金融からみた累積債務問題』マネジメント社, 1987年, 76ページ。

そして途上国貸付も、ユーロ市場等の海外市場の支店あるいは現地法人を媒介にして行われている。したがって、銀行の規制措置はアメリカ国内にとどまらず、国際的分野においてもなされてきたのである。1974年に、ユーロ市場での外国為替取引の失敗によってフランクリン・ナショナル銀行、ヘルシュタット銀行が倒産し、国際業務を営む銀行に対する監督責任が問題とされた。これに対してベルギー、カナダ、フランス、西ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカがメンバーとなり、「銀行規制・監督委員会」が創設され、75年に第一回協定（バーゼル協定）が作成された。

しかし、この「協定」が適用されるのは、銀行監督についてのみであり、最後のよりどころとなる貸手としての責任分担については言及していない。1983年には「第二回協定」が作成されたが、その改革の中心は、海外子会社の連結ベースでの監督という原則を推進したことである。しかし、最後の貸手機能の問題は依然不明確なままに残された¹⁴⁾。このことは、国際的な貸付業務といえども、結局は国家による最後の貸手機能を動員せざるを得ないということの意味しているのであるが、この時点では、今後の課題として残されたままであった。

IV 累積債務問題に対するアメリカ多国籍銀行の対応

上述したようなアメリカの債務政策は、累積債務問題に直面したアメリカの多国籍銀行の蓄積行動と次のような関係にあったのである。アメリカの多国籍銀行は、なによりも途上国に対するリスケジュール、新規融資によって途上国の債務返済を維持することを必要とした。それを実現するためにはまず第一に、リスケジュールのコストをいかに他に転嫁するかということであり、同時に非

14) 銀行規制監督委員会は、1987年12月に、最後の貸手機能とは別に、国際的な貸付に対する規制を発表した。それは自己資本比率規制の国際統一基準を決定するもので、1991年3月末から93年3月末までに自己資本比率を7.25%、1993年3月末までに8%とすることを義務づける内容である。

商業的な条件や、債務の棒引きといった事態を拒否するということである。

こうした課題の下に、救済融資におけるIMFや先進諸国政府の資金の増大要求が出てくることになる。また、アメリカ商業銀行にとっては、途上国融資から撤退しようとするヨーロッパの銀行を途上国融資に引き止め、日本の銀行の途上国融資、とりわけラテン・アメリカ融資の増大を獲得することが必要であった。

第二には、アメリカ多国籍銀行は、銀行監督諸機関の規制に基づいて自己資本の充実による財務体質の強化を行い、そうした諸規制を利用しつつ、国内・国外の銀行間での競争力強化を追求し、新たな収益分野の獲得をめざすことであった。つまり、こうした二つの課題を通してアメリカ多国籍銀行が債務問題を競争力強化のために利用するということである。

まず第一に、米銀によるリスケジュール・コストの転嫁過程をみることにする。メキシコの債務問題発生以来、債務途上国はIMFの調整政策の採用を要求されてきた。民間銀行のリスケジュールや新規融資は、基本的にはこのIMFとの合意を前提にして行われた。ヨーロッパの銀行は、債務問題の発生当初から途上国融資に対して準備金の積み増しや償却を行ってきた。このことは、ヨーロッパの銀行が途上国への新規融資を行う必要性が、米銀に比べて小さかったことを意味している。しかし、実際には次のような手続きのもとで融資条件は決められていた。民間銀行は、途上国との交渉に際して、IMFの調整政策受け入れを前提にしつつ、多額の債権を持つ数行の銀行から成るアドバイザー・コミッティを通じて交渉する。このアドバイザー・コミッティは、個別の途上国ごとにリスケジュールや新規融資の期間、金利、金額などの条件について交渉するのである。個々の債務国の債権銀行は、数百行から構成されていることが一般的であるが、アドバイザー・コミッティに参加する銀行数は多くても十数行であり、しかも国際的な巨大銀行がその議長銀行を独占している。その中でも米銀は、19ヶ国の委員会で共同議長あるいは単独で議長行にな

15) David F. Lomax, *op. cit.*, pp. 151-152. (越智昭二監訳, 前掲書, 200~202ページ)。

っており、シティバンクだけで8委員会の議長を務めている¹⁵⁾。このことは、途上国との交渉において巨大な債務残高を有する銀行数行が、リスケジュールや新規融資の諸条件を決定し、その他の債権銀行をその方針に従わせるものであるということを意味している。融資額の割り振りは、基本的には既存の融資残高に応じて各債権銀行に割り振られるのであり、途上国融資からの撤退を図ろうとする欧州銀行や、アメリカの中小銀行から、リスケジュールや新規融資を引き出す上で重要な役割を果たしたと考えられる。

しかし、ヨーロッパの銀行や中小米銀は、こうした下でも途上国融資から撤退してきた。それは、ヨーロッパ各国の場合、アメリカとは異なる会計原則によって、途上国向け貸付に対する準備金の積み立てがかなり進行しており、それに基づいて途上国債権の償却を実行しえたからである。

したがってアメリカ多国籍銀行は、途上国のリスケジュールの増大や「多年度一括リスケジュール」の採用によって途上国への債権が固定化され、スプレッド（上乗せ金利）が低下するという状況の下で、第二の対応として自行の財務体質強化のために、自己資本比率の上昇を必要とした。自己資本比率を高めるためには、資本自体を充実・増大させるか、総資産を圧縮させるかのいずれかである。そして実際には両者の方法がとられることになった。9大米銀の自己資本（一次資本）に対する非OPEC途上国向け融資残高の比率は、82年6月の270%から85年末の147%に改善された。他方、途上国向け融資残高は1.4%の増加にとどまっている（表7）。

こうした動きとは対照的に、日本の銀行は、82年以降も途上国貸付残高を増大させてきた。邦銀のラテン・アメリカ向け中長期貸付は、83年末に円建4940億円、ドル建218億ドルであったが、85年末には円建1兆2260億円、ドル建253億ドルにまで増大している（表8）。邦銀による途上国融資の拡大は、途上国への影響力の増大を狙った独自の国際業務の拡大であるが、それは結果的には、米銀の融資減少を穴埋めするという役割を担わされることを意味していた¹⁶⁾。

16) このような邦銀の行動を毛利良一氏は、①「後発・急速追い上げ型」②「米銀追随・危機管

表7 主要米銀9行の非OPEC途上国向け債権残高と対自己資本比率

(単位, 百万ドル, %)

	82年6月末	83年12月末	85年12月末	82~85年増加率
発展途上国向け 債権残高	61518	65854	62406	1.4
対自己資本比率	270.2	208.8	147.5	
中南米向け債権 残高	40660	42656	44363	9.1
対自己資本比率	178.6	135.3	104.8	
自己資本	22767	31538	42318	85.9

(注) 主要9行=シティコープ, バンカメリカ, マニュファクチャラーズ・ハノーバー, モルガン, ケミカル, セキュリティ・パンフィック, パンカース・トラスト, ファースト・インターステート。

(源資料) FRB。

(出所) 『金融財政事情』1987年5月4日, 77ページより作成。

表8 邦銀中長期対外貸付残高の推移

(単位, 10億円, 億ドル)

	中南米		対外貸付総計	
	円建	外貨建	円建	外貨建
1982	N. A.	N. A.	3440	532
1983	494	218	4491	586
1984	852	249	6476	664
1985	1226	253	8842	731
1986	1586	282	10619	948

(注) N. A. は資料がない。

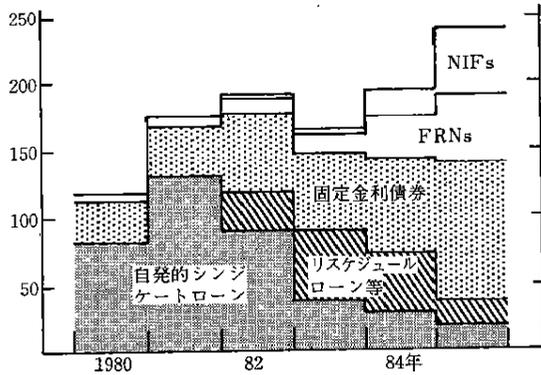
(出所) 『大蔵省国際金融局年報』各年版より作成。

このように累積債務問題へのアメリカ多国籍銀行の対応は, 自己資本の充実による財務体質の強化と, 途上国貸付の圧縮であった。それはまた, 新たな収益基盤の獲得をめざす競争の展開でもある。この競争は, 自己資本比率増大のために資産を増大させることなく利益を獲得しうる方向を推進するものとして,

「理補完型」③「健全性の軽視」と特徴づけられている(毛利良一『国際債務危機の経済学』東洋経済新報社, 1988年, 74~81ページ)。これらは, 邦銀の行動様式の特徴をよく示している。

図1 国際資本市場における資金調達形態の変化

(単位: 10億ドル)



(注) NIFs はノート・イシューアンス・ファシリティ, FRNs は変動利付債である。

(出所) Bank of England, *Quarterly Bulletin*, Dec. 1985. より作成。

バランスシートに載らないバックアップ・ファシリティ等の設定によるオフバランスシート・ファイナンスや、ユーロ債等の引き受けによる投資銀行業務での手数料収入をめぐる競争である¹⁷⁾。この競争を通じて、世界的な資金の流れはシンジケート・ローン中心の途上国貸付から、ユーロ債等による先進国企業などの資金調達に移動し、途上国への資金流入は一層減少したのである(図1)。こうして累積債務問題に直面したアメリカの多国籍銀行は、アメリカ政府の債務政策を自らの利潤拡大のために利用したのである。しかし、こうしたアメリカ多国籍銀行は、アメリカ政府の意図に反して債務途上国への新規融資を縮小させたのであり、そのことによって累積債務問題は解決の方向に向かうことなく一層深刻化したのである。

17) セキュリティタイゼーションに伴うアメリカ商業銀行の業務内容の変化については、松井和夫『セキュリティタイゼーション』東洋経済新報社、1986年を参照。

お わ り に

以上検討してきたように、この段階でのアメリカ政府の債務対策の中心は、途上国へのIMFコンディショナリティによる緊縮政策の押しつけと、それによる多国籍銀行への債務返済の保障であった。アメリカがこのような政策をとったのは、途上国債務問題を短期的な流動性不足の問題として位置づけ、途上国への緊縮政策の押しつけとそれと引き換えのIMF融資によって、当面の債務返済困難を解決し、その後民間資金の流入が増大すれば長期的には累積債務問題が解決するという見通しを持っていたからである¹⁸⁾。これに対して、83年1月にUNCTAD事務局は、IMFコンディショナリティの緩和、民間銀行のリスケジュール、新規融資の継続、公共援助の増大等による債務問題解決の方向性を提案していた¹⁹⁾。しかし、この提案は実施されず、リーガン財務長官の議会証言での政策が実現するのである。このような政策がとられる必然性は、この政策がアメリカ多国籍銀行の次のような要求を反映したものであったところにある。アメリカ多国籍銀行が自己資本を大幅に上回る途上国貸付残高を抱え、しかもそれに対する準備金の積み立てもなされていないという状況では、金利の一方的引き下げや、債務の棒引きなどを実施する基盤が存在しないのであり、こうしたアメリカ多国籍銀行が損失を被るような手段による解決は不可能である。したがって、アメリカ多国籍銀行が途上国に債務返済を短期的に実行させるには、途上国における生産に必要な資本財、中間財の輸入制限や為替相場の大幅切り下げによる国内インフレの加速化をもたらしてでも、貿易余剰を生み出させることによって途上国国民の金融的収奪を行う必要があったのである。そして、その間に自己資本の充実と準備金の積み増しによって途上

18) アメリカ経済政策立案のシンクタンクである国際経済研究所（IIE）主任研究員であるクラインの主張は、こうしたアメリカ政府の主張を代弁したものである。William R. Cline, *op. cit.*, 越智昭二監訳、前掲書）。

19) 奥田宏司『多国籍銀行とユーロカレンシー市場—ドル体制の形成と展開』同文館、1988年、286～293ページ。

国債務の不良債権化に備え、新たな蓄積基盤の開拓と、途上国新規融資の削減を実行したのである。このように、IMF主導による緊縮政策は、途上国における生産的投資の拡大とそれによる剰余価値の生産と取得という方向ではなく、多国籍銀行による一方的な金融的収奪を途上国にしていることを意味していた。だがこのような政策は、短期的には途上国国民の収奪によって債務返済を実行させたととしても、長期的には剰余価値生産を阻害することによって途上国が輸出剰余を生み出すことを困難にするものであり、したがって途上国による継続的な債務返済を不可能にするものであることは明らかである。それゆえ、アメリカ政府の債務対策は、債務問題を根本的に解決するものではなく、こうしたアメリカ多国籍銀行の蓄積行動を反映したものであった。そしてその結果は、途上国経済の悪化と債務の一層の累積という形で矛盾を激化させることになったのである。

(1989年7月稿)